

## 船橋市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市工事検査規程(平成26年船橋市訓令第10号)に基づき、工事検査の実施に関し、必要な事項を定める。

(第3条関係)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完成検査とは、工事の完成に伴う検査をいう。なお、完成を確認したときは、受注者から発注者へ工事目的物の引き渡しが行われる。また、発注者から受注者へ代価の支払いが伴う。

(2) 出来形検査とは、次に掲げるとおりとする。

ア 部分引渡し 工事の完成前に、あらかじめ引き渡しを受けるべきことを指定した部分が完成したときに行う検査をいう。なお、出来高を確認した部分は、受注者から発注者へ工事目的物の引き渡しが行われる。また、発注者から受注者へ契約で定められた出来高に対する代価の支払いが伴う。

イ 部分払 契約工期内の定められた時点における、契約で定められた出来高があるかどうかの確認を行う施工途中段階の検査をいう。なお、出来高を確認した部分は、受注者から発注者へ工事目的物の引き渡しが行われることなく、受注者において引き続き管理する。また、発注者から受注者へ契約で定められた出来高に対する代価の支払いが伴う。

ウ 打切り清算 契約解除に伴い清算をするときに行う施工途中段階の検査をいう。なお、出来高を確認した部分は、受注者から発注者へ工事目的物の引き渡しが行われる。また、発注者から受注者へ出来高に対する代価の支払いが伴う。

(第4条関係)

第3条 指定検査職員とは、検査主管部長の指定する者で、都市整備部長、道路部長、下水道部長、建築部長、環境部長、地方卸売市場長とする。ただし、指定検査職員に事故あるときは検査主管部長が指定した者とする。

(第5条関係)

第4条 付随する工事とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建築物に付属する工事
- (2) 道路、橋梁、下水道、河川、排水路、公園、土地区画整理等に付属する工事
- (3) 電気・機械の付属機器の取付工事

(第6条関係)

第5条 工事主管課長は、受注者から工事完成通知または工事出来形確認請求を受けた日から起算して5日以内にその確認をし、検査依頼をするものとする。

2 完成検査の依頼書に添える別に定める検査依頼資料とは、次に掲げるものとする。

- (1) 契約図書等

- ア 契約書（契約関連図書を含む）
  - イ 設計図書（設計書・仕様書・図面・質問回答書等）
  - ウ 施工体制等点検表
- (2) 施工管理資料
- ア 施工計画書
  - イ 工事写真
  - ウ 工事打合せ記録簿
  - エ 品質管理関係書
  - オ 出来形関係図書
  - カ 工事完成図書
  - キ 上記アからカに掲げるもののほか受注者から提出されたすべての資料
- (3) 工事成績評定資料（請負金額 1 3 0 万円以上の工事の場合）
- ア 工事成績採点表（総括監督員、主任監督員）
- 3 出来形検査の依頼書に添える別に定める検査依頼資料とは、次に掲げるものとする。
- (1) 契約図書等
- ア 契約書（契約関連図書を含む）
  - イ 設計図書（設計書・仕様書・図面・質問回答書等）
  - ウ 施工体制等点検表
- (2) 施工管理資料
- ア 施工計画書
  - イ 工事写真
  - ウ 工事打合せ記録簿
  - エ 品質管理関係書
  - オ 出来形関係図書
  - カ 上記アからオに掲げるもののほか受注者から提出されたすべての資料
- (3) 出来高算定資料
- ア 出来形検査対象範囲明示資料
  - イ 出来高設計書
  - ウ 出来高総括内訳書

（第 7 条関係）

第 6 条 工事主管課長は、工事検査実施通知書を受理したときは、その旨を速やかに受注者に通知しなければならない。

（第 8 条関係）

第 7 条 検査には、監督職員は主任監督員及び監督員、受注者は現場代理人及び配置技術者が立ち会うものとする。

2 検査基準とは、船橋市工事検査基準をいう。

- 3 施工状況に係る検査は、施工管理状況に関する記録と契約図書とを対比し、その合否を判定するものとする。
- 4 出来形に係る検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する記録と契約図書とを対比し、その合否を判定するものとする。
- 5 品質に係る検査は、品質及び品質管理に関する記録と契約図書とを対比し、その合否を判定するものとする。
- 6 出来ばえに係る検査は、仕上げ面、とおり、すり付け等の程度及び全般的な外観について目視や観察により行うものとする。

(第9条関係)

第8条 完成検査の検査調書に添える別に定める技術検査資料とは、次に掲げるものとする。

- (1) 工事技術検査資料
  - ア 工事技術検査調書
- (2) 工事成績評定資料(請負金額130万円以上の工事の場合)
  - ア 工事成績評定表
  - イ 工事成績採点表(検査職員)

2 出来形検査の検査調書に添える別に定める技術検査資料とは、次に掲げるものとする。

- (1) 工事技術検査資料
  - ア 工事技術検査調書
- (2) 工事成績評定資料(請負金額130万円以上の工事の場合)
  - ア 工事成績評定表
  - イ 工事成績採点表(検査職員)

- (3) 出来高算定資料
  - ア 出来高総括内訳書

3 軽易な事項とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 工事目的物の構造や機能に支障がないもので、概ね7日以内に手直し工事が完了する程度のものをいう。
- (2) 出来形の数量に多少の過不足のあるもの、その他小範囲の瑕疵、調整不良、仕上げ不良、未清掃等のごく部分的なものをいう。

(第10条関係)

第9条 検査主管課長又は指定検査職員は、極めて重大な手直し工事で検査主管部長に報告するときは、事前に工事主管課長の意見を徴するものとする。

(第11条関係)

第10条 完成検査の確認通知書に添える資料とは、工事技術検査確認通知書及び第8条第1項第2号アに定めるものとする。

2 出来形検査の確認通知書に添える資料とは、工事技術検査確認通知書及び第8条第2

項第2号アに定めるものとする。

3 工事主管課長は、確認通知書を受理したときは、工事の検査結果を受注者に通知しなければならない。

4 検査の結果通知書に添える資料とは、次に掲げるものとする。

(1) 工事技術検査資料

ア 工事技術検査結果

(第12条関係)

第11条 工事主管課長は、指示書による手直し工事の検査依頼をするときは、工事検査依頼書に「年 月 日第 号に基づく手直し工事指示書による検査依頼」と記載するものとする。

2 検査主管課長は、指示書による手直し工事の検査実施通知をするときは、工事検査実施通知書に「手直し工事検査」と記載するものとする。

3 検査職員は、指示書による手直し工事を検査し、完成の確認をしたときは、工事検査調書に「年 月 日検査の結果手直し工事の完成を確認した」と記載するものとする。

(第13条関係)

第12条 検査業務の委託を受けた者が検査主管部長に提出する検査結果報告関係資料は、検査職員に係る規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(船橋市工事検査実施細目の廃止)

2 船橋市工事検査実施細目は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。